

独立行政法人大学評価・学位授与機構における契約の公表の取扱いについて

平成19年12月1日制定

(主旨)

第1 独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）における契約の公表に関しては、独立行政法人大学評価・学位授与機構契約規則（以下「契約規則」という。）によるほか、この取扱いの定めるところによる。

(契約の公表)

第2 機構における業務の公共性及び運営の透明性を確保するため、機構が締結した契約について、この取扱いの定めるところにより、公表するものとする。

(公表の対象)

第3 上記第2に定める契約の公表（以下「公表」という。）は、機構の支出の原因となる契約であって、契約規則第27条第1項第4号に規定する金額を超えるものを対象とする。

(公表の時期及び方法)

第4 公表の時期は、契約を締結した日の翌日から起算して72日以内とし、公表の方法は、本機構のホームページに記載する方法により行うものとする。

(公表の期間)

第5 公表の期間は、契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日までとする。

(公表の内容)

第6 公表の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
- 二 契約者の氏名及び所在地
- 三 契約を締結した日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
- 五 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨
- 六 予定価格
- 七 契約金額
- 八 落札率
- 九 随意契約については随意契約によることとした理由
- 十 再就職の役員の数（随意契約の相手方で同一所管に属する公益法人に在籍している役員の数）

附 則

この取扱いは、平成19年12月1日から実施する。

